

鳴瀬川水系河川整備計画の進捗状況 【大臣管理区間】

鳴瀬川総合開発事業について

平成26年12月9日

国土交通省 東北地方整備局

鳴瀬川総合開発事業

鳴瀬川総合開発事業は、鳴瀬川の洪水調節と河川環境の保全、かんがい用水の補給等を行う「筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編」の早期実現に向けて、環境影響評価法に係る環境調査とその手続き、ダム建設に関する基本計画の策定に向けたダム本体及び関連施設等の設計検討を進めています。

鳴瀬川総合開発事業の役割

1) 洪水調節

昭和22年9月実績洪水の基準点地点（三本木地点）流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ を $600\text{m}^3/\text{s}$ 調節し $2,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。

2) 流水の正常な機能の維持

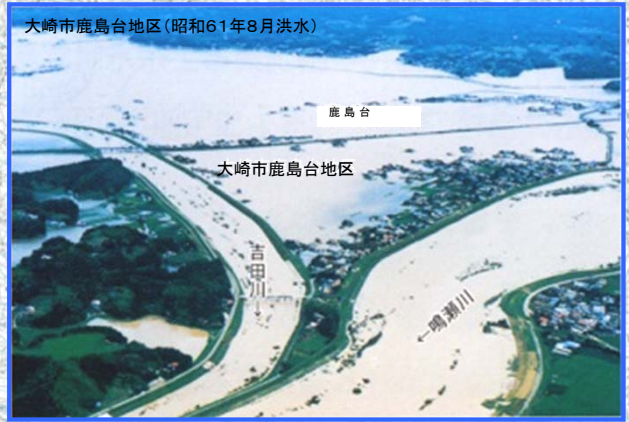
鳴瀬川における流水の正常な機能の維持の増進を図る。

3) かんがい用水の確保

二ツ石ダムとあわせ、約 $9,800\text{ha}$ の農地に対するかんがい用水の補給を行う。

鳴瀬川水系流域図

1) 洪水調節



3) かんがい用水の確保



2) 流水の正常な機能の維持



凡	例
	流域界
	かんがい区域
	洪水氾濫防止区域
	集水区域
	堰
	湛水区域
	ダム(竣工・建設中・計画)

平成26年度 業務概要

◆平成26年度は、事業費約10.45億円をもって調査等を実施しています。

ダム設計検討

環境調査



地質調査

水理水文・水質調査

- : 低水採水箇所
- : 高水採水箇所
- : 低水流量観測、高水流量観測箇所



- ◆ダム事業は法に基づく環境アセスメントの対象事業となっています。

環境影響評価法 第二条 第二項 第一号ロ

(法の対象となる河川対象事業)

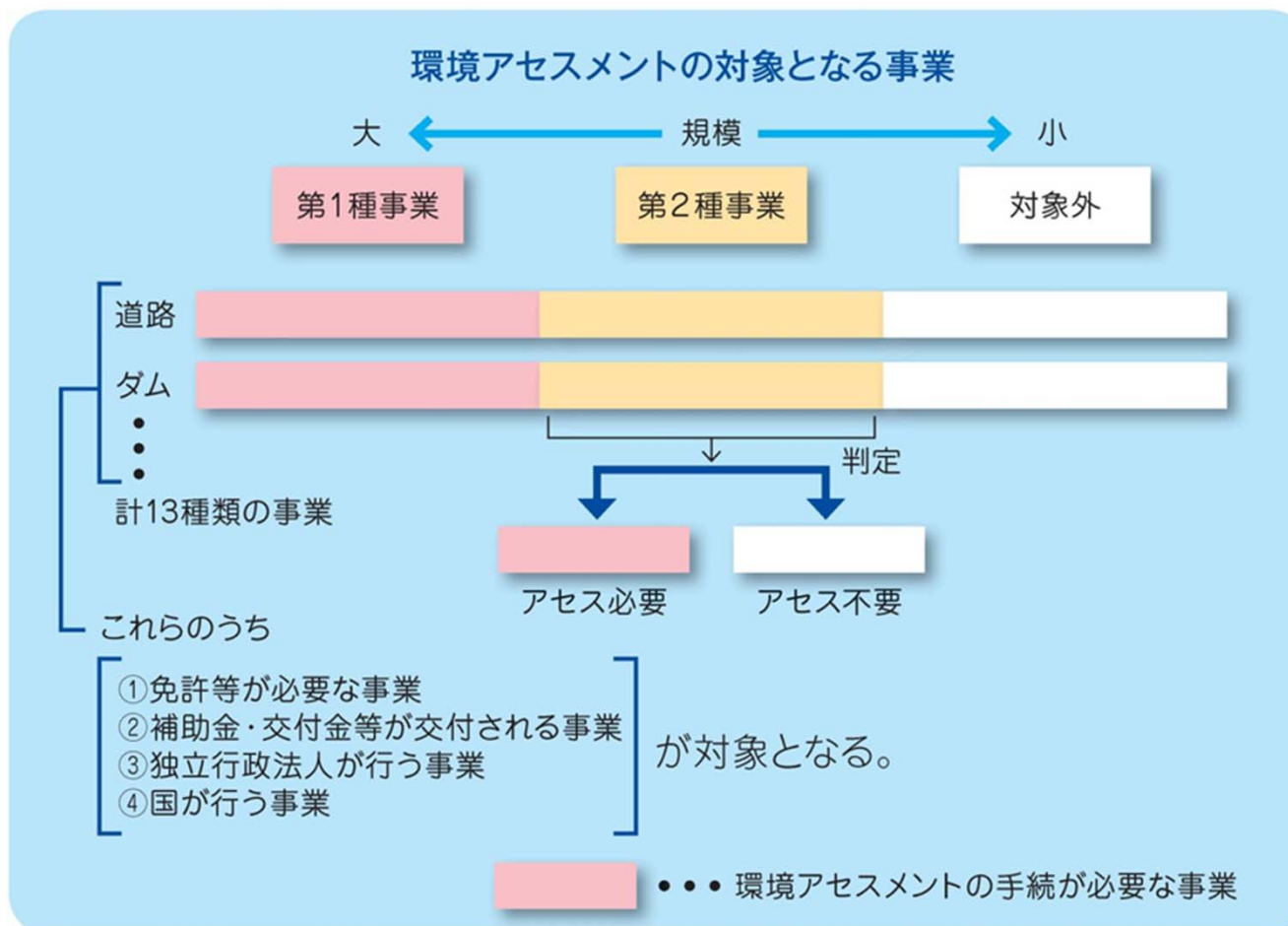
河川法第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業並びに同法八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続を行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



◆筒砂子ダム(規模拡大)の新築は**第1種事業に該当**します。

当事務所が本年度から調査に取り組んでいる2ダムの内、「筒砂子ダム(規模拡大)」の新築は計画段階[ダム検証(H25.8対応方針の大臣決定)及び鳴瀬川河川整備計画(H26.8変更)]における湛水面積は151haです。

(アセス対象要件)
湛水面積 100ha

≦

筒砂子ダム(規模拡大)
新設 151ha

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場		
	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場		
	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓		
	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画(*2)		埋立・掘込み面積の合計300ha以上

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメント(14ページ参照)の対象となる。